

グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程 新旧対照表

新	旧
<p>グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程</p> <p>2021年5月24日</p> <p>2021年度規程第8号</p> <p><u>一部改正 2024年3月31日 2023年度規程第36号</u></p>	<p>グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程</p> <p>2021年5月24日</p> <p>2021年度規程第8号</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第三号の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行うグリーンイノベーション基金事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第三号の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行うグリーンイノベーション基金事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。</u></p>
<p>(適用)</p> <p>第2条 <u>機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、並びに産業技</u></p>	<p>(適用)</p> <p>第2条 <u>機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、並びに産業技術</u></p>

術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱（20210311 財産第 2 号）及び産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（20210311 財産第 2 号）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱（20230301 財産第 2 号）及び特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（20230301 財産第 2 号）並びにグリーンイノベーション基金事業の基本方針（以下「基本方針」という。）、プロジェクト毎に担当省庁が別に定める研究開発・社会実装計画（以下「研究開発・社会実装計画」という。）並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）、グリーンイノベーション基金事業の実施に関する規程（2020 年度規程第 39 号）及びグリーンイノベーション基金の管理及び運用に関する機構達（2020 年度機構達第 22 号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規程で「助成事業」とは、プロジェクト毎に定めた研究開発・社会実装計画に基づく野心的な 2030 年目標等達成を目指す研究開発（以下「研究開発」という。）を行う事業（以下「2030 年目標等に係る助成事業」という。）又は 2030 年目標等に係る助成事業後に開発成果の社会実装に向けて取り組む事業（以下「インセンティブに係る助成事業」とい

実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱（20210311 財産第 2 号）及び産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（20210311 財産第 2 号）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱（20230301 財産第 2 号）及び特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（20230301 財産第 2 号）並びにグリーンイノベーション基金事業の基本方針（以下「基本方針」という。）、プロジェクト毎に担当省庁が別に定める研究開発・社会実装計画（以下「研究開発・社会実装計画」という。）並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）、グリーンイノベーション基金事業の実施に関する規程（2020 年度規程第 39 号）及びグリーンイノベーション基金の管理及び運用に関する機構達（2020 年度機構達第 22 号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規程で「助成事業」とは、プロジェクト毎に定めた研究開発・社会実装計画に基づく野心的な 2030 年目標達成を目指す研究開発（以下「研究開発」という。）を行う事業（以下「2030 年目標に係る助成事業」という。）又は 2030 年目標に係る助成事業後に開発成果の社会実装に向けて取り組む事業（以下「インセンティブに係る助成事業」という。）をいう。

う。)をいう。

2 この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する者をいう。

(交付の対象)

第4条 機構は、前条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。ただし、第28条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

(交付に係る選定の基準)

第5条 機構は、助成事業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として行う。

一～三 (略)

(助成対象費用等)

第6条 助成の対象となる費用 (以下「助成対象費用」という。)は、第4条に規定する研究開発に必要な費用のうち、別記1に掲げるものの範囲とする。

2～3 (略)

(交付の申請)

第7条 機構は、助成金の交付の申請をしようとする者 (以下「申請者」と

2 この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する者をいう。

(交付の対象)

第4条 機構は、前条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。ただし、第26条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

(交付に係る選定の基準)

第5条 機構は、助成事業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として行う。

一～三 (略)

(助成対象費用等)

第6条 助成の対象となる費用 (以下「助成対象費用」という。)は、第4条に規定する研究開発に必要な費用のうち、別記1に掲げるものの範囲とする。

2～3 (略)

(交付の申請)

第7条 機構は、助成金の交付の申請をしようとする者 (以下「申請者」とい

いう。)に対し、様式第1による助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

2 機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

第8条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

2～6 (略)

(交付に当たっての条件)

第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一～四 (略)

う。)に対し、様式第1による助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

2 機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

第8条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

2～6 (略)

(交付に当たっての条件)

第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一～四 (略)

五 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りでない。また、委託又は共同して実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。

六～二十一（略）

二十二 助成事業者は、2030年目標等に係る助成事業期間中に毎会計年度、基本方針に基づき、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という。）の下に設置される分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）による取組状況の確認・評価（以下「WGによる取組状況の確認等」という。）が実施されることを受け入れること。また、WGによる取組状況の確認等及びその報告を受けた部会におけるプロジェクト中止の意見の決議を踏まえて、第11条の規定にかかわらず、助成事業期間内においても、経済産業省と協議の上、機構の判断により助成金の交付決定の内容の変更、助成事業期間の変更又は助成事業の廃止ができるものとし、これを受け入れること。

二十三 助成事業者は、基本方針に基づき、2030年目標等に係る助成事業の完了までに実施する機構による社会実装計画の審査（以下「機構による社会実装計画の審査」という。）、インセンティブに係る助成事業を開始した翌会計年度以降、毎年度実施する機構によるフォローアップ評価（以下「機構によるフォローアップ評価」という。）により評価され

五 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りでない。また、委託又は共同して実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。

六～二十一（略）

二十二 助成事業者は、2030年目標に係る助成事業期間中に毎会計年度、基本方針に基づき、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という。）の下に設置される分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）による取組状況の確認・評価（以下「WGによる取組状況の確認等」という。）が実施されることを受け入れること。また、WGによる取組状況の確認等及びその報告を受けた部会におけるプロジェクト中止の意見の決議を踏まえて、第11条の規定にかかわらず、助成事業期間内においても、経済産業省と協議の上、機構の判断により助成金の交付決定の内容の変更、助成事業期間の変更又は助成事業の廃止ができるものとし、これを受け入れること。

二十三 助成事業者は、基本方針に基づき、2030年目標に係る助成事業の完了までに実施する機構による社会実装計画の審査（以下「機構による社会実装計画の審査」という。）、インセンティブに係る助成事業を開始した翌会計年度以降、毎年度実施する機構によるフォローアップ評価（以下「機構によるフォローアップ評価」という。）により評価されるこ

ることを受け入れること。

二十四 助成事業年度の終了後5年間、追跡調査・評価、産業財産権等の取得及び利用状況並びに事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。（なお、助成事業年度の終了後5年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）

二十五（略）

二十六 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第1、様式第6、様式第7（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）及び様式第9を除く。

二十七～三十（略）

三十一 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月3日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。

三十二～三十三（略）

三十四 助成事業者は、機構が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業省及び研究開発・社会実装計画を作成する

とを受け入れること。

二十四 助成事業年度の終了後5年間、追跡調査・評価、産業財産権等の取得及び利用状況並びに事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。-（なお、助成事業年度の終了後5年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）

二十五（略）

二十六 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第1、様式第6、様式第7（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）及び様式第9を除く。

二十七～三十（略）

三十一 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月3日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。

三十二～三十三（略）

三十四 助成事業者は、機構が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業省に対して提供することに同意すること。

担当省庁に対して提供することに同意すること。

三十五～三十六（略）

2 機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第8条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

(申請の取下げ)

第10条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第1項第十九号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

(助成事業の内容の変更)

第11条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第7による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第9条第1項第二号ただし書の場合については、様式第8による計画変更届出書を提出させるものとする。

一～二（略）

2～3（略）

三十五～三十六（略）

2 機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第8条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

(申請の取下げ)

第10条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第1項第十九号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

(助成事業の内容の変更)

第11条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第7による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第9条第1項第二号ただし書の場合については、様式第8による計画変更届出書を提出させるものとする。

一～二（略）

2～3（略）

(助成事業の承継)

第 12 条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業（助成事業に続く事業化等を含む。）を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下「承継事業者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第 9-1 による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

2～4（略）

(助成金の額の確定)

第 13 条 機構は、助成事業が完了し、助成事業者から実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第 10 による確定通知書によって当該助成事業者に通知するものとする。

2（略）

(助成金の支払)

第 14 条 機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、必要がある

(助成事業の承継)

第 12 条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業（助成事業に続く事業化等を含む。）を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下「承継事業者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第 9-1 による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

2～4（略）

(助成金の額の確定)

第 13 条 機構は、助成事業が完了し、助成事業者から実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第 10 による確定通知書によって当該助成事業者に通知するものとする。

2（略）

(助成金の支払)

第 14 条 機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認

と認められる場合は、概算払をすることができる。

2 機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第 11-1 による助成金概算払請求書又は様式第 12 による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

(財産の管理等)

第 15 条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2～4 (略)

(財産の処分制限)

第 16 条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価 50 万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

2～4 (略)

(中止又は廃止の承認)

第 17 条 機構は、助成事業者が、第 30 条第 5 項ただし書きに定める助成事業者の責任によらない事情があるとWGが認めた場合において、当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、助成事

められる場合は、概算払をすることができる。

2 機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第 11-1 による助成金概算払請求書又は様式第 12 による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

(財産の管理等)

第 15 条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2～4 (略)

(財産の処分制限)

第 16 条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価 50 万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

2～4 (略)

(中止又は廃止の承認)

第 17 条 機構は、助成事業者が、第 28 条第 5 項ただし書きに定める助成事業者の責任によらない事情があるとWGが認めた場合において、当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、助成事業

業者にその承認を受けさせるものとする。

2～3（略）

(交付決定の取消)

第18条_機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一～七（略）

八 助成事業者が、第28条の規定の誓約に違反したとき。

九（略）

十 第23条第3項に規定する場合において、助成事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2～3（略）

(助成金の返還等)

第19条_機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2～5（略）

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第20条_助成事業者は、助成事業完了後、又は複数年度交付決定において

者にその承認を受けさせるものとする。

2～3（略）

(交付決定の取消)

第18条_機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一～七（略）

八 助成事業者が、第26条の規定の誓約に違反したとき。

九（略）

十 第23条第3項に規定する場合において、助成事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2～3（略）

(助成金の返還等)

第19条_機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2～5（略）

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第20条_助成事業者は、助成事業完了後、又は複数年度交付決定においては

は機構の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 19 により速やかに機構に報告しなければならない。

2～3（略）

(加算金の計算)

第 21 条 機構は、助成金が 2 回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 22 条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第 2 項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

機構の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 19 により速やかに機構に報告しなければならない。

2～3（略）

(加算金の計算)

第 21 条 機構は、助成金が 2 回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 22 条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第 2 項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(成果の普及及び事業化への努力)

第 23 条 機構及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及及び事業化により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等の形を通じて、我が国の経済活性化の実現に努めるものとする。

2～4 (略)

(事業化の報告)

第 24 条 機構は、助成事業者に助成事業の完了年度の翌年度以降 5 年間、当該助成事業に係る過去 1 年間の事業化状況について、様式第 20 による事業化状況報告書を提出させるものとする。

2 (略)

(収益納付)

第 25 条 機構は、前条の報告書により、助成事業者に相当の収益が生じたときと認めるときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

2～5 (略)

(データマネジメント)

(成果の普及及び事業化への努力)

第 23 条 機構及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及及び事業化により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等の形を通じて、我が国の経済活性化の実現に努めるものとする。

2～4 (略)

(事業化の報告)

第 24 条 機構は、助成事業者に助成事業の完了年度の翌年度以降 5 年間、当該助成事業に係る過去 1 年間の事業化状況について、様式第 20 による事業化状況報告書を提出させるものとする。

2 (略)

(収益納付)

第 25 条 機構は、前条の報告書により、助成事業者に相当の収益が生じたときと認めるときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

2～5 (略)

(新設)

第 26 条 助成事業者は、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日、統合イノベーション戦略推進会議）及び機構が公募時等に示す情報を踏まえて、研究開発により生じたデータのうち助成事業者が管理対象データとしたものについてデータマネジメントを行うものとする。

（経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開）

第 27 条 助成事業者は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）第 65 条第 1 項に規定する助成事業者の特許出願に係る明細書等（以下「明細書等」という。）に記載された発明について経済安全保障推進法第 70 条第 2 項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明（経済安全保障推進法第 70 条第 1 項に規定する保全対象発明をいう。以下同じ。）の情報は、この規程に別段の定めがある場合を除き、機構に提示しないこととする。

2 助成事業者は、助成事業者の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第 66 条第 1 項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び同法第 67 条第 1 項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、機構に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等

（新設）

に記載された発明が、同法第 66 条第 1 項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。

3 助成事業者は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を機構に提示しないこととする。ただし、当該発明が、同法第 66 条第 1 項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。

4 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、機構が助成事業の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、助成事業者は、機構が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を機構に提示するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 28 条 助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

一～四 (略)

2 前項については、助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(契約の相手方の制限)

第 29 条 助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、

(暴力団排除に関する誓約)

第 26 条 助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

一～四 (略)

2 前項については、助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(契約の相手方の制限)

第 27 条 助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、

請負その他の契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不相当である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

2 機構は、助成事業者が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、助成事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

3 (略)

(改善点の指摘及び事業の廃止決定)

第30条 WGによる取組状況の確認等の結果を踏まえて、WGが経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分であると判断した場合、WGは助成事業者に対して改善点を指摘する。

2 助成事業者は、WGによる取組状況の確認等の実施のために、機構が別に定めるマネジメントシートを機構の指定する期間内に機構に提出しなければならない。

3 機構は、WGにより第1項に規定する改善点の指摘がなされた場合、速やかに、助成事業者に対し必要な指示とともに当該改善点を通知するもの

請負その他の契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不相当である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

2 機構は、助成事業者が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、助成事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

3 (略)

(改善点の指摘及び事業の廃止決定)

第28条 WGによる取組状況の確認等の結果を踏まえて、WGが経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分であると判断した場合、WGは助成事業者に対して改善点を指摘する。

2 助成事業者は、WGによる取組状況の確認等の実施のために、機構が別に定めるマネジメントシートを機構の指定する期間内に機構に提出しなければならない。

3 機構は、WGにより第1項に規定する改善点の指摘がなされた場合、速やかに、助成事業者に対し必要な指示とともに当該改善点を通知するものと

とする。

4 機構は、前項の改善点の通知を受けた助成事業者に対して、改善点の通知日以降の助成事業に要する経費に係る第 14 条第 1 項ただし書きに定める概算払をしないものとする。ただし、改善点の通知日以降の WG による取組状況の確認等において十分な対応が見られたときは、この限りでない。

5 改善点の通知日以降の WG による取組状況の確認等により十分な対応が見られない場合には、WG は事業の中止に係る意見を決議し、部会の最終決定を経て、経済産業省と協議の上、機構が助成事業の全体又は一部の廃止を決定する。ただし、機構は、技術潮流や国内外の競争環境の著しい変化、研究開発期間中の著しい経済情勢の変動、天災地変その他不可抗力（感染症の拡大、紛争等）又は助成事業開始時点で予見することのできない事由等であって助成事業者の責任によらない事情があると WG が認めた場合については、助成事業者の希望に基づき、WG による助成事業者に対する改善点の指摘及び事業の廃止に係る意見を経ることなく、経済産業省と協議の上、事業を廃止できる。

6 (略)

7 事業廃止通知がなされた場合における第 13 条に規定する助成金の額とは、機構が、年度毎に交付の決定を行った助成金の額と、第 13 条第 1 項の規定による実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、交付決定通知日から改善点の通知日までの実支出額からその他の

する。

4 機構は、前項の改善点の通知を受けた助成事業者に対して、改善点の通知日以降の助成事業に要する経費に係る第 14 条第 1 項ただし書きに定める概算払をしないものとする。ただし、改善点の通知日以降の WG による取組状況の確認等において十分な対応が見られたときは、この限りでない。

5 改善点の通知日以降の WG による取組状況の確認等により十分な対応が見られない場合には、WG は事業の中止に係る意見を決議し、部会の最終決定を経て、経済産業省と協議の上、機構が助成事業の全体又は一部の廃止を決定する。ただし、機構は、技術潮流や国内外の競争環境の著しい変化、研究開発期間中の著しい経済情勢の変動、天災地変その他不可抗力（感染症の拡大、紛争等）又は助成事業開始時点で予見することのできない事由等であって助成事業者の責任によらない事情があると WG が認めた場合については、助成事業者の希望に基づき、WG による助成事業者に対する改善点の指摘及び事業の廃止に係る意見を経ることなく、経済産業省と協議の上、事業を廃止できる。

6 (略)

7 事業廃止通知がなされた場合における第 13 条に規定する助成金の額とは、機構が、年度毎に交付の決定を行った助成金の額と、第 13 条第 1 項の規定による実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、交付決定通知日から改善点の通知日までの実支出額からその他の

の収入を控除した額のいずれか低い額) の合計額に補助率を乗じて得た額 (機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額) のいずれか低い額とする。

8 第 19 条第 2 項から第 5 項までの規定は、概算払の額が前項の助成金の額を超える場合に準用する。

(インセンティブに係る助成事業)

第 31 条 助成事業者は、機構による社会実装計画の審査及び機構によるフォローアップ評価の実施のために、機構が別に定める社会実装計画を機構の指定する期間内に機構に提出しなければならない。

2 機構は、野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、2030 年目標等に係る助成事業終了時点における目標の達成度に国費負担額を連動させるインセンティブ措置を講じることとし、その手段として機構による社会実装計画の審査や WG での議論の結果等を踏まえ、あらかじめ定めた限度額の範囲内で、助成事業者に対してインセンティブ額を交付することができる。

3 前項に規定するインセンティブ額は、目標達成インセンティブ額に、前倒しインセンティブ額を加えて得た額とする。ただし、研究開発・社会実装計画において前倒しインセンティブ措置を講じることの記載がない場合

収入を控除した額のいずれか低い額) の合計額に補助率を乗じて得た額 (機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額) のいずれか低い額とする。

8 第 19 条第 2 項から第 5 項までの規定は、概算払の額が前項の助成金の額を超える場合に準用する。

(インセンティブに係る助成事業)

第 29 条 助成事業者は、機構による社会実装計画の審査及び機構によるフォローアップ評価の実施のために、機構が別に定める社会実装計画を機構の指定する期間内に機構に提出しなければならない。

2 機構は、野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、2030 年目標に係る助成事業終了時点における目標の達成度に国費負担額を連動させるインセンティブ措置を講じることとし、その手段として機構による社会実装計画の審査や WG での議論の結果等を踏まえ、あらかじめ定めた限度額の範囲内で、助成事業者に対してインセンティブ額 (助成対象費用の総額に研究開発・社会実装計画に記載するインセンティブ率を乗じた額に目標の達成度に応じた係数を乗じた金額) を交付することができる。

(新設)

には、インセンティブ額は目標達成インセンティブ額とする。

4 前項に規定する目標達成インセンティブ額は、助成対象費用の総額に目標達成インセンティブ率（研究開発・社会実装計画に記載された、目標の達成に係るインセンティブ率をいう。以下同じ）及び目標達成度係数（目標の達成度に応じた係数をいう。以下同じ）を順次乗じて得た額とする。

5 第3項に規定する前倒しインセンティブ額は、助成対象費用の総額に前倒しインセンティブ率（研究開発・社会実装計画に記載された、前倒しに係るインセンティブ率をいう。以下同じ）及び目標達成度・前倒し達成困難度係数（目標の達成度や前倒し達成の困難度等に応じた係数をいう。以下同じ。）を順次乗じて得た額とする。ただし、前倒しインセンティブ額の上限は、助成事業開始時に計画した2030年目標等に係る助成事業期間全体の助成金の額から第13条の確定額を減じて得た額とする。

6 機構は、第2項の審査の結果について、助成事業者に通知し、助成事業者に対して交付申請書を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

7 インセンティブに係る助成事業について、助成事業期間は3年間、助成事業の総費用は2030年目標等に係る助成事業の助成対象費用の総額とし、補助率は目標達成インセンティブ率に目標達成度係数を乗じた割合に、前倒しインセンティブ率に目標達成度・前倒し達成困難度係数を乗じて得た割合を加えて得た割合とする。なお、研究開発・社会実装計画において前倒しインセンティブ措置を講じることの記載が無い場合には、補助

3 機構は、前項の審査の結果について、助成事業者に通知し、助成事業者に対して交付申請書を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

4 インセンティブに係る助成事業について、助成事業期間は3年間、助成事業の総費用は2030年目標に係る助成事業の助成対象費用の総額とし、補助率は研究開発・社会実装計画に記載するインセンティブ率に目標の達成度に応じた係数を乗じた割合とする。

率は目標達成インセンティブ率に目標達成度係数を乗じて得た割合とする。

8 機構は、機構によるフォローアップ評価の結果を踏まえて、助成事業の廃止を決定したときは、助成事業者に前項の交付の決定に対する当該助成事業の廃止を通知するために、第 11 条の規定にかかわらず、廃止の通知日までを助成事業期間とする様式第 2 による交付決定通知を助成事業者に通知する。

9 前項の当該助成事業の廃止の通知を受けた場合、又はインセンティブに係る助成事業完了年度の翌年度のフォローアップ評価の結果にて社会実装計画の指標が未達であると確認された場合における第 13 条に規定する助成金の額とは、インセンティブ額からインセンティブの返還額を減じた額とする。なお、インセンティブの返還額とは、インセンティブ額に係数 $((4 - ((\text{廃止の通知日が属する会計年度}) \text{又は} (\text{助成事業完了年度の翌会計年度}) - (\text{インセンティブに係る助成事業の開始日が属する会計年度}) = (1 \sim 3)) / 3)$ を乗じた額とする。

10 第 19 条第 2 項から第 5 項までの規定は、概算払の額が前項の助成金の額を超える場合に準用する。

(適用の除外)

第 32 条 インセンティブに係る助成事業については、第 9 条第 1 項第十六号及び第二十四号、第 17 条、第 23 条第 2 項及び第 3 項は適用しない。

5 機構は、機構によるフォローアップ評価の結果を踏まえて、助成事業の廃止を決定したときは、助成事業者に前項の交付の決定に対する当該助成事業の廃止を通知するために、第 11 条の規定にかかわらず、廃止の通知日までを助成事業期間とする様式第 2 による交付決定通知を助成事業者に通知する。

6 前項の当該助成事業の廃止の通知を受けた場合における第 13 条に規定する助成金の額とは、インセンティブ額からインセンティブの返還額を減じた額とする。なお、インセンティブの返還額とは、インセンティブ額に係数 $((4 - ((\text{廃止の通知日が属する会計年度}) - (\text{インセンティブに係る助成事業の開始日が属する会計年度}) = (1 \sim 3)) / 3)$ を乗じた額とする。

7 第 19 条第 2 項から第 5 項までの規定は、概算払の額が前項の助成金の額を超える場合に準用する。

(適用の除外)

第 30 条 インセンティブに係る助成事業については、第 9 条第 1 項第十六号及び第二十四号、第 17 条、第 23 条第 2 項及び 3 項は適用しない。

(その他必要な事項)

第 33 条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則 (2024 年 3 月 31 日 2023 年度規程第 36 号)

1. この規程は、2024 年 4 月 1 日から実施する。
2. ただし、第 26 条の改正規定は、2024 年 4 月 1 日以後に交付決定 (変更交付決定を除く。) を行う事業について適用する。

別記 1 ~ 別記 2 (略)

(その他必要な事項)

第 31 条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

別記 1 ~ 別記 2 (略)

(様式第1)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

グリーンイノベーション基金事業費助成金交付申請書

上記の件について、グリーンイノベーション基金事業費助成金の交付を受けたいので、グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程第7条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の概要
- 3 助成事業の総費用 円
- 4 助成金交付申請額 円
- 5 補助率
- 6 助成事業の開始及び終了予定年月日
開始年月日 年 月 日
終了予定年月日 年 月 日
- 7 助成事業期間における資金計画（インセンティブに係る助成事業の場合は記載不要）

(1) 収支計画

(単位：円)

	区分	年度	年度	年度	計
支出	助成事業に要する経費				
収入	I. 自己資金				
	II. 借入金				
	III. その他の収入				
	(小計)				
	IV. 助成金交付申請額				
	合計				

(2) 借入金等の調達方法

(様式第1)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

グリーンイノベーション基金事業費助成金交付申請書

上記の件について、グリーンイノベーション基金事業費助成金の交付を受けたいので、グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程第7条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の概要
- 3 助成事業の総費用 円
- 4 助成金交付申請額 円
- 5 補助率
- 6 助成事業の開始及び終了予定年月日
開始年月日 年 月 日
終了予定年月日 年 月 日
- 7 助成事業期間における資金計画（インセンティブに係る助成事業の場合は記載不要）

(1) 収支計画

(単位：円)

	区分	年度	年度	年度	計
支出	助成事業に要する経費				
収入	I. 自己資金				
	II. 借入金				
	III. その他の収入				
	(小計)				
	IV. 助成金交付申請額				
	合計				

(2) 借入金等の調達方法

8 申請者の概要

- (1) 申請者名 (法人番号)
(2) 資本金 千円
(3) 従業員数 (うち研究開発部門従事者数) 名 (名)
(4) 大企業・中堅・中小・ベンチャー企業の種別
(5) 会計監査人名
(6) 現在の主要事業内容 (主な製品等)

9 助成事業に係る連絡先

担当者所属
役職・氏名
郵便番号、住所
電話番号
FAX番号
Eメールアドレス

(注)

この申請書には、「助成事業実施計画書 (添付資料1)」及び「事業戦略ビジョン (添付資料2)」を添付すること (インセンティブに係る助成事業の場合は除く)。

インセンティブに係る助成事業の場合は、機構が別に定めるフォローアップ評価のための資料を添付すること。

8 申請者の概要

- (1) 申請者名 (法人番号)
(2) 資本金 千円
(3) 従業員数 (うち研究開発部門従事者数) 名 (名)
(4) 大企業・中堅・中小・ベンチャー企業の種別
(5) 会計監査人名
(6) 現在の主要事業内容 (主な製品等)

9 助成事業に係る連絡先

担当者所属
役職・氏名
郵便番号、住所
電話番号
FAX番号
Eメールアドレス

(注)

この申請書には、「助成事業実施計画書 (添付資料1)」及び「事業戦略ビジョン (添付資料2)」を添付すること (インセンティブに係る助成事業の場合は除く)。

(添付資料1)

助成事業実施計画書

- 1 実施計画の細目
 - (1) 研究開発目標
 - (2) 研究開発内容
 - (3) 実施スケジュール

事業項目	N1年度				N2年度				N3年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期

- (4) 研究開発体制等
 - ①研究開発体制図
 - ②助成先における研究体制（別紙1）
 - ③委託先及び共同研究先における研究体制（別紙1）
 - ④委員会等における外部からの指導又は協力者（別紙1）

- 2 助成事業に要する費用の内訳等
 - (1) 全期間総括表（別紙2）
 - (2) 助成先、研究分担先、分室総括表（別紙2）
 - (3) 委託先、共同研究先総括表（別紙2）
 - (4) 項目別明細表（別紙2）

(添付資料1)

助成事業実施計画書

- 1 実施計画の細目
 - (1) 研究開発目標
 - (2) 研究開発内容
 - (3) 実施スケジュール

事業項目	N1年度				N2年度				N3年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期

- (4) 研究開発体制等
 - ①研究開発体制図
 - ②助成先における研究体制（別紙1）
 - ③委託先及び共同研究先における研究体制（別紙1）
 - ④委員会等における外部からの指導又は協力者（別紙1）

- 2 助成事業に要する費用の内訳等
 - (1) 全期間総括表（別紙2）
 - (2) 助成先、研究分担先、分室総括表（別紙2）
 - (3) 委託先、共同研究先総括表（別紙2）
 - (4) 項目別明細表（別紙2）

(添付資料 2)

事業戦略ビジョン
(事業戦略・事業計画)

- (1) 産業構造変化に対する認識
- (2) 市場のセグメント・ターゲット
- (3) 提供価値・ビジネスモデル
- (4) 経営資源・ポジショニング
- (5) 事業計画の全体像
- (6) 研究開発・設備投資・マーケティング計画
- (7) 資金計画

様式第 1

別紙 1 「(2) 助成先における研究体制」及び「(4) 委員会等における外部からの指導又は協力者」(略)

(添付資料 2)

事業戦略ビジョン
(事業戦略・事業計画)

- (1) 産業構造変化に対する認識
- (2) 市場のセグメント・ターゲット
- (3) 提供価値・ビジネスモデル
- (4) 経営資源・ポジショニング
- (5) 事業計画の全体像
- (6) 研究開発・設備投資・マーケティング計画
- (7) 資金計画

様式第 1

別紙 1 「(2) 助成先における研究体制」及び「(4) 委員会等における外部からの指導又は協力者」(略)

(3) 委託先及び共同研究先における研究体制

別紙1

委託先名					
業務管理者	氏名	フリガナ	所属・役職		
経理責任者	氏名	フリガナ	所属・役職		
事業 担当窓口	氏名	フリガナ	電話	FAX	E-mail
契約・検査・支払 担当窓口	氏名	フリガナ	電話	FAX	E-mail
研究実施場所					
登録研究員	氏名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容
業務実施者	氏名	フリガナ	所属・役職		主な担当事業内容

委託先名					
業務管理者	氏名	フリガナ	所属・役職		
経理責任者	氏名	フリガナ	所属・役職		
事業 担当窓口	氏名	フリガナ	電話	FAX	E-mail
契約・検査・支払 担当窓口	氏名	フリガナ	電話	FAX	E-mail
研究実施場所					
登録研究員	氏名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容
業務実施者	氏名	フリガナ	所属・役職		主な担当事業内容

様式第1

別紙2 (略)

(3) 委託先及び共同実施先における研究体制

別紙1

委託先名					
業務管理者	氏名	フリガナ	所属・役職		
経理責任者	氏名	フリガナ	所属・役職		
事業 担当窓口	氏名	フリガナ	電話	FAX	E-mail
契約・検査・支払 担当窓口	氏名	フリガナ	電話	FAX	E-mail
研究実施場所					
登録研究員	氏名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容
業務実施者	氏名	フリガナ	所属・役職		主な担当事業内容

委託先名					
業務管理者	氏名	フリガナ	所属・役職		
経理責任者	氏名	フリガナ	所属・役職		
事業 担当窓口	氏名	フリガナ	電話	FAX	E-mail
契約・検査・支払 担当窓口	氏名	フリガナ	電話	FAX	E-mail
研究実施場所					
登録研究員	氏名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容
業務実施者	氏名	フリガナ	所属・役職		主な担当事業内容

様式第1

別紙2 (略)

(様式第2)

番 号
年 月 日

申請者の名称及び
代表者氏名 あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 名

交付決定通知書

年 月 日付で申請がありましたグリーンイノベーション基金事業費助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、助成金の交付規程に基づき通知します。

記

1 助成金の対象となる事業及び内容

年 月 日付第 号をもって申請があったとおりとする。

2 助成事業の名称

(大項目)
(中項目)
(小項目)

3 助成事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 交付決定額

助成事業に要する費用の額 金 円
助成対象費用の額 金 円
助成金の額 金 円
補助率

なお、各年度の助成金の限度額は次のとおりとする。

	助成事業に要する 費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金 (円)
年度			
年度			
年度			

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

(様式第2)

番 号
年 月 日

申請者の名称及び
代表者氏名 あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 名

交付決定通知書

年 月 日付で申請がありましたグリーンイノベーション基金事業費助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、助成金の交付規程に基づき通知します。

記

1 助成金の対象となる事業及び内容

年 月 日付第 号をもって申請があったとおりとする。

2 助成事業の名称

(大項目)
(中項目)
(小項目)

3 助成事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 交付決定額

助成事業に要する費用の額 金 円
助成対象費用の額 金 円
助成金の額 金 円
補助率

なお、各年度の助成金の限度額は次のとおりとする。

	助成事業に要する 費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金 (円)
年度			
年度			
年度			

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

5 助成事業に要する費用の額及び助成対象費用の額の配分並びに助成金の額は、別表のとおりとする。

6 助成金の額の確定は、年度毎に、交付決定された助成金の額と、実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。

7 助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び当該助成金交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。
- (5) 助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。

8 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

9 なお、助成金を交付するに当たっての条件は、別紙のとおりとする。

(注1)

本助成事業と補助率が異なる継続の助成事業として2030年目標等に係る助成事業が計画されている場合、以下を追記すること。

10 本助成事業の継続事業として、2030年目標等に係る助成事業（以下「後継の助成事業」という。）の交付決定がなされたときは、以下のとおりとする。

- (1) 当該助成金交付規程第9条第1項第六号中「助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とあるのは、「後継の助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とする。
- (2) 当該助成金交付規程第9条第1項第二十号に規定する事業化状況報告書の提出、第24条の事業化の報告及び第25条の収益納付は、後継の助成事業に含めて行うこととし、本助成事業において第9条第1項第二十号、第24条及び第25条は適用しないものとする。

(注2)

インセンティブに係る助成事業の交付決定通知書については、「4 交付決定額のうち各年度の助成金の限度額」、5.、6.、別紙に掲げる(16)及び(24)の記載を削除する。

5 助成事業に要する費用の額及び助成対象費用の額の配分並びに助成金の額は、別表のとおりとする。

6 助成金の額の確定は、年度毎に、交付決定された助成金の額と、実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。

7 助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び当該助成金交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。
- (5) 助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。

8 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

9 なお、助成金を交付するに当たっての条件は、別紙のとおりとする。

(注1)

本助成事業と補助率が異なる継続の助成事業として2030年目標に係る助成事業が計画されている場合、以下を追記すること。

10 本助成事業の継続事業として、2030年目標に係る助成事業（以下「後継の助成事業」という。）の交付決定がなされたときは、以下のとおりとする。

- (1) 当該助成金交付規程第9条第1項第六号中「助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とあるのは、「後継の助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とする。
- (2) 当該助成金交付規程第9条第1項第二十号に規定する事業化状況報告書の提出、第24条の事業化の報告及び第25条の収益納付は、後継の助成事業に含めて行うこととし、本助成事業において第9条第1項第二十号、第24条及び第25条は適用しないものとする。

(注2)

インセンティブに係る助成事業の交付決定通知書については、「4 交付決定額のうち各年度の助成金の限度額」、5.、6.、別紙に掲げる(16)、(22)及び(24)の記載を削除する。

(別表)

助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の額

助成事業者の名称及び住所				
助成事業の名称				
助成金の額	金 円			
費 目	助成事業に 要する費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金の額 (円)	備 考
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1. 委託・共同研究費				
2. 学術機関等				
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1. 委託・共同研究費				
2. 学術機関等				
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1. 委託・共同研究費				
2. 学術機関等				
合 計				

(別表)

助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の額

助成事業者の名称及び住所				
助成事業の名称				
助成金の額	金 円			
費 目	助成事業に 要する費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金の額 (円)	備 考
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1. 委託・共同研究費				
2. 学術機関等				
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1. 委託・共同研究費				
2. 学術機関等				
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1. 委託・共同研究費				
2. 学術機関等				
合 計				

(別紙)

当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- (2) 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のIVとの間の流用を除く。）、費目のIからIIIの合計（複数年度交付決定においては、費目IからIIIの年度限度額の合計）の10分の5を超えて流用するときは、届け出ること。
- (3) 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- (4) 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。
- (5) 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には実施に関する契約を締結すべきこと。
- (6) 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくべきこと。
- (7) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (8) 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- (9) 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、実績報告書を機構に提出すべきこと。
- (10) 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、機構が必要であると認め、経済産業省の職員を立ち合せるときは、これに応ずべきこと。
- (11) 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。
- (12) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実施状況及び実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。

(別紙)

当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- (2) 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のIVとの間の流用を除く。）、費目のIからIIIの合計（複数年度交付決定においては、費目IからIIIの年度限度額の合計）の10分の5を超えて流用するときは、届け出ること。
- (3) 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- (4) 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。
- (5) 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には実施に関する契約を締結すべきこと。
- (6) 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくべきこと。
- (7) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (8) 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- (9) 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、実績報告書を機構に提出すべきこと。
- (10) 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、機構が必要であると認め、経済産業省の職員を立ち合せるときは、これに応ずべきこと。
- (11) 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。
- (12) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実施状況及び実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。

- (13) 助成事業者は、機構が交付規程第 19 条第 2 項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- (14) 助成事業者は、交付規程第 19 条第 1 項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、交付規程第 18 条第 1 項第九号及び第十号の規定による場合はこの限りではない。
- (15) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- (16) 助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後 5 年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に様式第 5 による届出書を機構に提出すべきこと。
- (17) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、交付規程第 16 条第 1 項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (18) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (19) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- (20) 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、様式第 20 による当該助成事業に係る事業化状況報告書を機構に提出し、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。
- (21) 助成事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。
- (22) 助成事業者は、2030 年目標等に係る助成事業期間中に毎会計年度、基本方針に基づき、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という。）の下に設置される分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）による取組状況の確認・評価（以下「WG による取組状況の確認等」という。）が実施されることを受け入れること。また、WG による取組状況の確認等及びその報告を受けた部会におけるプロジェクト中止の決議を踏まえて、交付規定第 11 条の規定にかかわらず、助成事業期間内においても、機構の判断により助成金の交付決定の内容の変更、助成事業期間の変更又は助成事業の廃止ができるものとし、これを受け入れること。
- (23) 助成事業者は、基本方針に基づき、2030 年目標等に係る助成事業の完了までに実施する機

- (13) 助成事業者は、機構が交付規程第 19 条第 2 項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- (14) 助成事業者は、交付規程第 19 条第 1 項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、交付規程第 18 条第 1 項第九号及び第十号の規定による場合はこの限りではない。
- (15) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- (16) 助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後 5 年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に様式第 5 による届出書を機構に提出すべきこと。
- (17) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、交付規程第 16 条第 1 項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (18) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (19) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- (20) 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、様式第 20 による当該助成事業に係る事業化状況報告書を機構に提出し、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。
- (21) 助成事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公表する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。
- (22) 助成事業者は、2030 年目標に係る助成事業期間中に毎会計年度、基本方針に基づき、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という。）の下に設置される分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）による取組状況の確認・評価（以下「WG による取組状況の確認等」という。）が実施されることを受け入れること。また、WG による取組状況の確認等及びその報告を受けた部会におけるプロジェクト中止の決議を踏まえて、交付規定第 11 条の規定にかかわらず、助成事業期間内においても、機構の判断により助成金の交付決定の内容の変更、助成事業期間の変更又は助成事業の廃止ができるものとし、これを受け入れること。
- (23) 助成事業者は、基本方針に基づき、2030 年目標に係る助成事業の完了までに実施する機構

構による社会実装計画の審査、インセンティブに係る助成事業を開始した翌会計年度以降、毎年度実施する機構によるフォローアップ評価により評価されることを受け入れること。

- (24) 助成事業年度の終了後最長6年間、追跡調査・評価、産業財産権等の取得及び利用状況並びに事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。（なお、助成事業年度の終了後6年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）
- (25) 助成事業者は、労務費の算定に当たっては本規程又は機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。
- (26) 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第1、様式第6、様式第7（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）及び様式第9を除く。
- (27) 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。
- (28) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。
- (29) 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。
- (30) 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日制定）に基づき調査を行うこと。）
- (31) 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月3日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。
- (32) 助成事業者は、交付規程第8条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (33) 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。
- (34) 助成事業者は、機構が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業省及び研究開発・社会実装計画を作成する担当省庁に対して提供することに同意すること。
- (35) 助成事業者は、助成事業を実施した結果得られた成果を助成事業者のホームページ等を通じて国民に対して分かりやすい形で公開することで、助成事業の成果の意義や目標を情報発信し、社会全体の改革を促すメッセージを不断に発信すること。

による社会実装計画の審査、インセンティブに係る助成事業を開始した翌会計年度以降、毎年度実施する機構によるフォローアップ評価により評価されることを受け入れること。

- (24) 助成事業年度の終了後最長6年間、追跡調査・評価、産業財産権等の取得及び利用状況並びに事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。（なお、助成事業年度の終了後6年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）
- (25) 助成事業者は、労務費の算定に当たっては本規程又は機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。
- (26) 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第1、様式第6、様式第7（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）及び様式第9を除く。
- (27) 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。
- (28) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。
- (29) 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。
- (30) 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日制定）に基づき調査を行うこと。）
- (31) 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月3日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。
- (32) 助成事業者は、交付規程第8条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (33) 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。
- (34) 助成事業者は、機構が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業省に対して提供することに同意すること。
- (35) 助成事業者は、助成事業を実施した結果得られた成果を助成事業者のホームページ等を通じて国民に対して分かりやすい形で公開することで、助成事業の成果の意義や目標を情報発信し、社会全体の改革を促すメッセージを不断に発信すること。

(36) 助成事業者は、助成事業の実施に要する経費を適切に使用するために、交付規程第7条に規定する交付申請書に定められた経理責任者（以下、単に「経理責任者」という。）に交付規程別記2に掲げる誓約事項（以下「誓約事項」という。）を遵守させること。経理責任者が誓約事項に違反した場合には、助成事業者が一切の責任を負うものとする。

(36) 助成事業者は、助成事業の実施に要する経費を適切に使用するために、交付規程第7条に規定する交付申請書に定められた経理責任者（以下、単に「経理責任者」という。）に交付規程別記2に掲げる誓約事項（以下「誓約事項」という。）を遵守させること。経理責任者が誓約事項に違反した場合には、助成事業者が一切の責任を負うものとする。

様式第3～第11-1 (略)

(様式第11-2)

年 月 日

振込指定口座番号登録申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
名 称
代表者等名

当該事業に係る振込口座の(新規登録/変更)を下記のとおり申請します。

記

1. 助成事業の名称

(大項目) _____
(中項目) _____
(小項目) _____

事業番号: □□□□□□□□-□

2. 支払いに係る連絡先

郵便番号及び住所 _____
部課名及び担当者 _____
電話番号 _____

振込指定口座 (新規/変更後)	銀行名	_____
	支店名	_____
	預金種別	_____
	口座名義	_____
	口座名義フリガナ	_____
	口座番号	_____

様式第12～第21 (略)

様式第3～第11-1 (略)

(様式第11-2)

年 月 日

振込指定口座番号登録申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
名 称
代表者等名

当該契約に係る振込口座の(新規登録/変更)を下記のとおり申請します。

記

1. 助成事業の名称

(大項目) _____
(中項目) _____
(小項目) _____

事業番号: □□□□□□□□-□

2. 支払いに係る連絡先

郵便番号及び住所 _____
部課名及び担当者 _____
電話番号 _____

振込指定口座 (新規/変更後)	銀行名	_____
	支店名	_____
	預金種別	_____
	口座名義	_____
	口座名義フリガナ	_____
	口座番号	_____

様式第12～第21 (略)